

IV. 資 料

1. 自然条件



(1) 位置・面積

新宿区は東京23区のほぼ中央に位置し、千代田・港・文京・豊島・中野・渋谷の各区に隣接しています。面積18.23km²、周囲約29.4 km、東西約6.5 km、南北約6.3 kmで23区中13番目の広さです。



図1 新宿区の位置

(2) 地形・地質

新宿区は、武蔵野台地の東端に位置し、南から北へ標高が低くなっていく階段状の地形をしています。この階段状の地形は、豊島台地、淀橋台地、下町低地に分けられます。淀橋台地は、四谷地域から新宿駅周辺に至る標高30～35 m以上の一番高い台地面になっており、豊島台地は標高20～25 mくらいの台地です。新宿区は、この二つの台地とそれらに挟まれて東中野から早稲田付近まで伸びる10 m程度の低地面から主になっています。この低地面に沿って、神田川、妙正寺川及び外濠などの水辺が新宿区の外周を沿うように取り巻いています。区内最高地点は都立戸山公園内箱根山の海拔44.6 m、台地は平均ほぼ30 mの高台で、低地で最も低いのは飯田橋付近の海拔4.2 mとなっています。

このように地形の高低差は、区部に起伏に富んだ斜面を形成し、斜面上に残った緑地は貴重な自然として現在も残されています。

また、淀橋台地と豊島台地は、主に洪積層からなり、比較的古い時代に堆積したことから安定した地盤であると言われています。中でも柏木から西新宿にかけての地域は、東京礫層と呼ばれる地耐力の大きい層で、西新宿の超高層ビル群を支えているのはこの地盤です。また、新宿区で最初に整備された甲州街道は、淀橋台地の尾根道となっています。

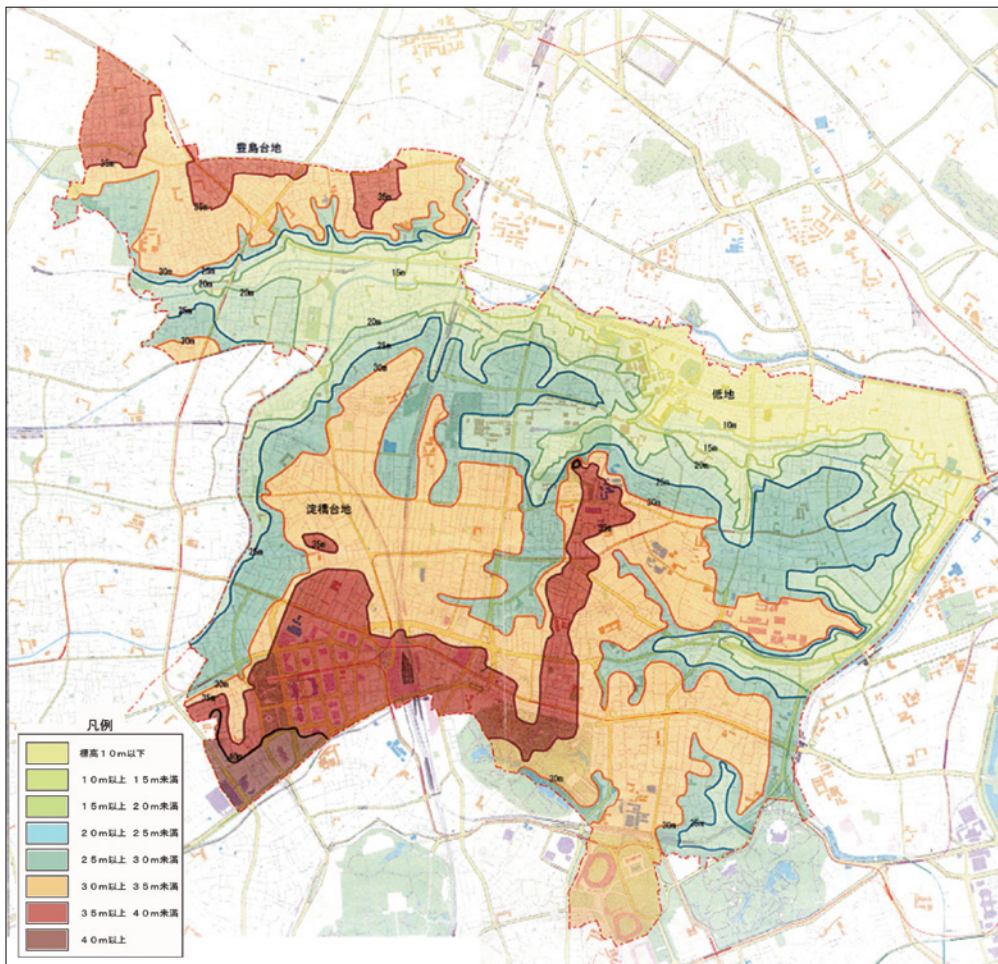


図2 新宿区の地形（「新宿区の土地利用 2008」平成 20 年 3 月より）

(3) 気象

東京都区内の平成 19 年度の平均気温は 17.0℃、年降水量は 1,332 mm が観測されています。昭和 10 年以降で 2～3 度平均気温が上昇してきていることがわかります。

表 1 気象の推移

年	気温			年降水量 mm	雪日数 日
	平均 ℃	最高 ℃	最低 ℃		
昭和 10	14.1			1656.8	15
20	13.6			1615.9	20
30	15.5			1553	6
40	14.6	35	-4.7	1596	9
50	15.6	35.6	-2.6	1540.5	8
60	15.7	35	-2.5	1516.5	6
平成元	16.4	33.5	0.9	1937.5	4
5	15.5	32.9	0.7	1872.5	8
10	16.7	36.1	-0.8	1546.5	11
15	16	34.3	-0.8	1854.0	10
17	16.2	36.2	-0.8	1482.0	14
18	16.4	36.1	-1.5	1740.0	12
19	17.0	37.5	0.2	1332.0	3

東京都気象台・測候所（千代田区）

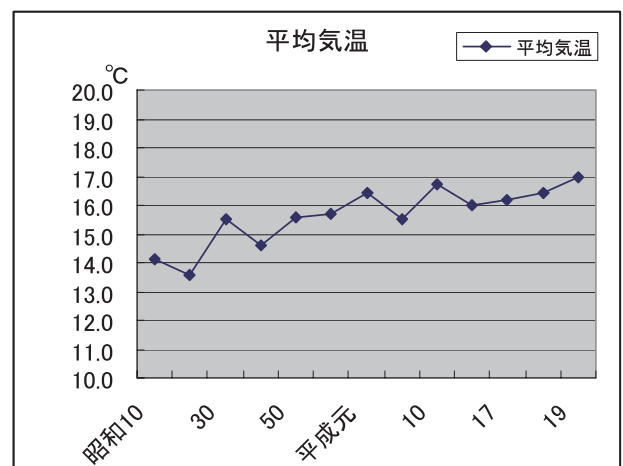


図 3 平均気温の推移



(4) 動植物

新宿区内にかつて、生息していた生き物は、水や緑などの減少に伴って、徐々に減少してきました。現在では、都市の環境に適応した特定の生き物が広く生息しています。しかし、区内には新宿御苑や都立戸山公園、区立おとめ山公園、点在する社寺林、外濠等の多様な環境が残されており、生き物も多く生息しています。

①昆虫

区内に生息が確認されている昆虫は227種類です。多く見られる種は、チョウの仲間ではアゲハ、クロアゲハ、アオスジアゲハ、ヤマトシジミなどが見られます。トンボの仲間は、シオカラトンボ、アキアカネなど、バッタの仲間はアオマツムシ、オンブバッタなど、セミの仲間はアブラゼミやミンミンゼミなどが多く見られます。

②鳥類

区内に生息が確認されている鳥類は55種です。ハクセキレイ、シジュウカラ、オナガなどが見られるほか、ヒヨドリ、ドバト、スズメ、ハシブトガラス等の都市の環境に適応した種が多くいます。

③その他の生き物

その他の哺乳類としてはモグラ、アブラコウモリ、爬虫類はトカゲ、クサガメ、両生類はアマガエルなどが主に大規模な公園や緑地、水辺に生息しています。

神田川ではコイやフナなどの魚類のほか、カモやサギなどの水鳥が見られ、アユの遡上も確認されています。

表2 新宿区の動植物の種類数

昆 虫	227 種
鳥 類	55 種
植 物	395 種

「みどりによる生物生息環境形成計画」(平成7年新宿区) より



2. 社会条件



(1) 人口

平成 20 (2008) 年 1 月 1 日現在の新宿区の総人口は 310,206 人である。区の住民登録人口は昭和 38(1963) 年の 395,399 人を頂点に減少してきましたが、平成 13 年以降増加に転じています。また、住民基本台帳登録による世帯数は 162,567 世帯で、1 世帯あたりの人口は 1.7 人と 23 区で最も少なくなっています。

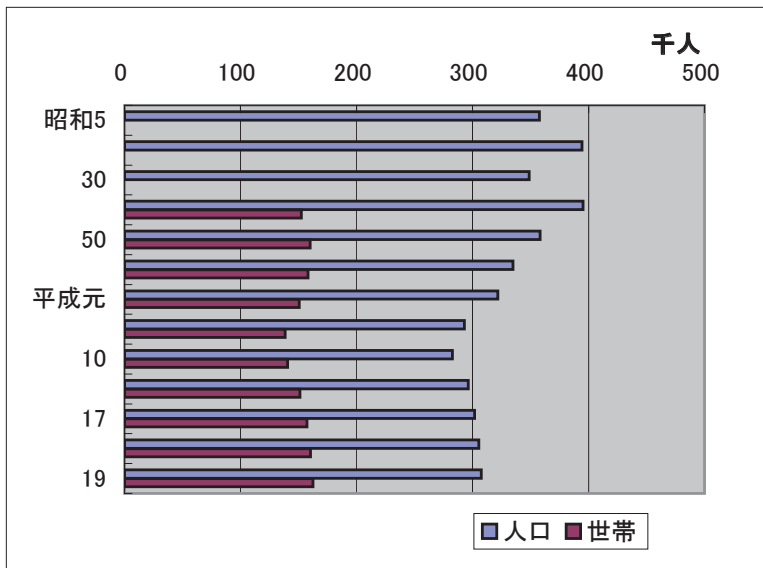


図4 人口と世帯数

表3 人口と世帯数 (各年1月1日現在)

	人口	世帯
昭和5	357,655	
15	394,480	
30	348,675	
40	395,322	152,386
50	358,342	159,956
60	334,977	158,105
平成元	321,664	150,566
5	292,810	138,477
10	282,629	140,496
15	296,217	151,201
17	301,868	157,395
18	305,536	160,236
19	307,415	162,567

(2) 土地利用

新宿駅周辺をはじめ、高田馬場駅、四ッ谷駅、飯田橋駅など鉄道駅周辺や幹線道路沿いで商業・業務施設の立地が進んでいます。区内北部を流れる神田川沿いでは印刷製本業などの工業系施設が立地しています。西新宿では副都心街区の超高層ビルの立地が特化し、その周辺では再開発事業等による都市の更新が行われています。その他の区内の地域では、住宅、公園、緑地、文教施設などの住宅系の土地利用が主となっています。

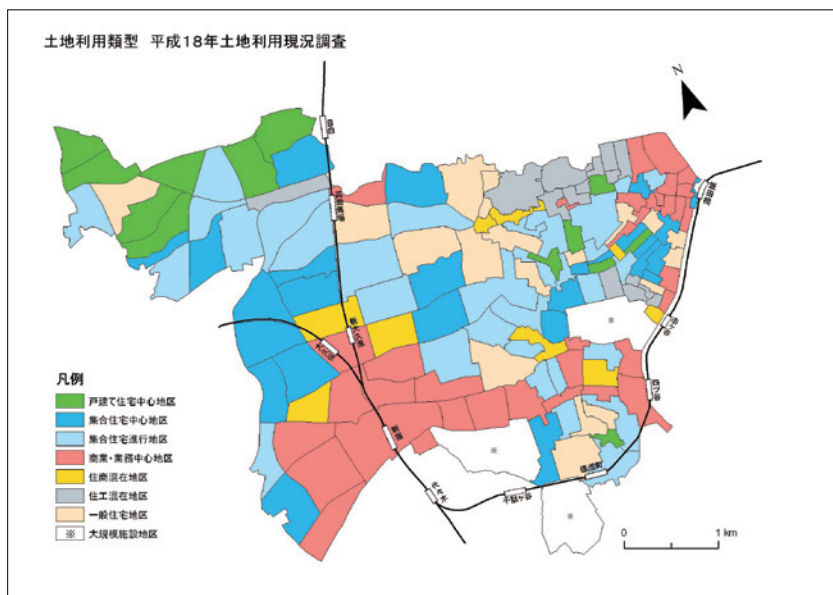


図5 土地利用類型(「新宿区の土地利用2008」平成20年3月より)

3. 新宿区のみどり



(1) みどり

① みどりの変遷

〈江戸時代末期〉

市谷、四谷、牛込地区には、社寺や武家屋敷が形成され、社寺林や屋敷林としてのみどりを創出していました。また、甲州街道や青梅街道には、当時産業道路としての機能を有し、沿道の商家の屋敷が立ち並び、街並みを構成していました。

大久保、角筈、戸塚、落合、早稲田の各村々は、当時江戸 100 万人の大消費地を支える農村地帯になっていました。

〈明治時代〉

明治政府誕生後、大久保や戸塚、四谷等の尾張上屋敷や下屋敷の大部分は陸軍関係の学校や軍の所有地に変わるなど国の所有地になったところが多く、これらのみどりのオープンスペースとして残されました。その他の武家屋敷は所有者が変わり、美しかった庭園や屋敷林は消失してしまいました。

一方、農村地帯の落合、淀橋、早稲田の地域は道路の構築や鉄道の整備により市街化していきました。特に関東大震災を契機として、大量の人口が移動していき、商工業地と住宅地に変貌し、かつての農村の面影がなくなっていきました。



明治 13 年



明治 42 年



大正 10 年

凡例		
樹木・樹林	果樹、桑、竹林 樹林等を含む	裸地・空地
草木	草地、茶畑、畑等 を含む	
水面	水田、池、沼地等 を含む	

図6 新宿区のみどりの変遷
〔「新宿区史」平成 10 年 3 月より〕

〈昭和時代〉

その後、ますます鉄道が整備され、市街化が進み、樹林が減少しました。第二次世界大戦中は住宅の敷地内の木は伐採され、燃料に使われ、度重なる戦災によって家屋とともに立木は燃え、みどりはますます少なくなっていきました。

その後、都市公園法の制定により防災や区民のレクリエーションの視点から、都立戸山公園や新宿中央公園等の大規模な公園、身近な公園として児童公園が整備されていきました。



〈現在〉

現在、まとまりのあるみどりは神田川斜面沿いと旧社寺地(中落合、戸塚地域)や大名庭園を残す新宿御苑、大規模施設(旧軍用地の転用地、戸山地域)、旧武家地(市谷、四谷、若松地域等)に残されてきたみどりと、郊外住宅地にはぐくまれてきたみどり(落合地域)、近年の開発で創出されたみどり(新都心地域)等によって構成されています。

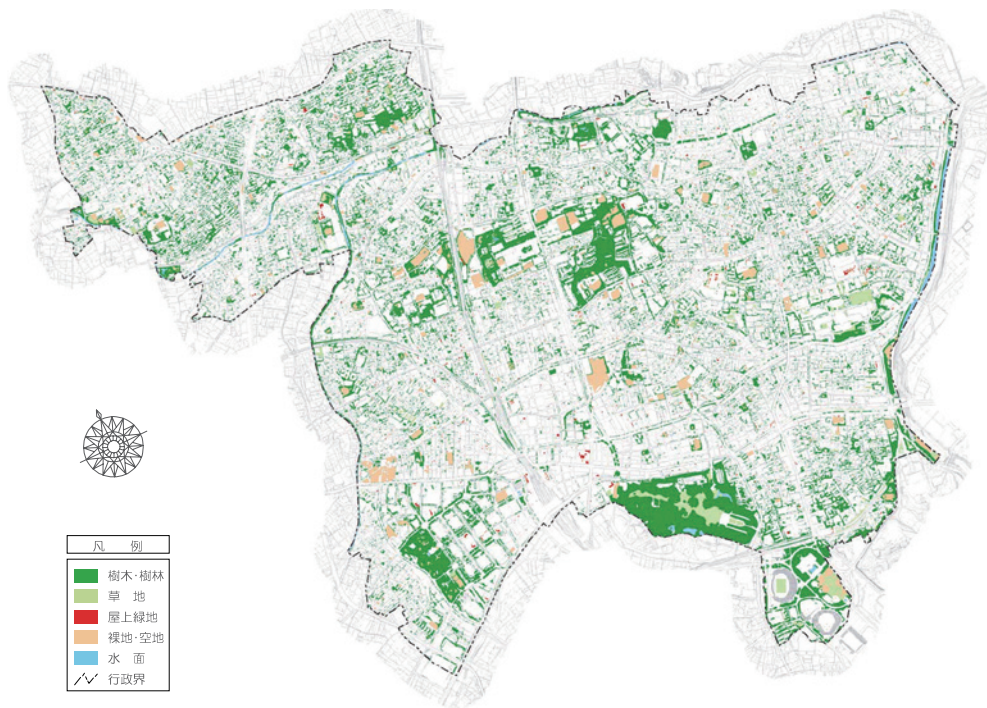


図7 新宿区の緑被分布図(「新宿区みどりの実態調査(第6次)」平成18年3月より)

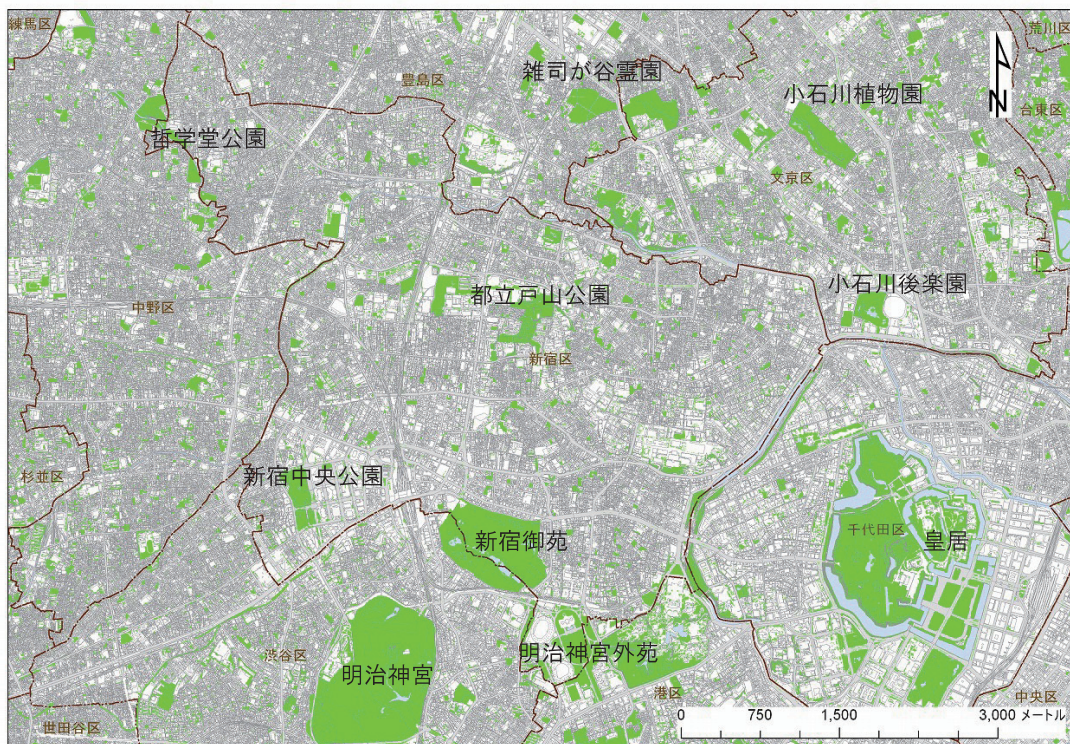


図8 新宿区と周辺のみどりのつながり



②緑被率

緑被率とは、みどりに被われた土地の面積比率のことで、みどりの豊かさを表す指標のひとつです。区では5年ごとに実施するみどりの実態調査によって緑被率を調べており、平成17年度に実施した調査では、区内全域の面積1,824.73ha ※に対して、みどりに覆われた土地(=緑被面積)は318.82haあり、緑被率は17.47%でした。

なお、平成2年度から12年度の調査では緑被地の抽出面積の精度は9㎡以上であったのに対して、17年度の調査では1㎡以上に向上しています。比較のために17年度の調査結果を12年度以前の精度で集計すると緑被率は17.04%になります。

※区の面積は1,823haですが、17年度のみどりの実態調査では、東京都都市計画基本図の地形図による敷地データを用いたため、地形図データ上の図形面積から計測した1,824.73haを新宿区全域の面積としています。

表4 緑被率の変化

年 度	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
平成2年	332.03	17.92
7年	318.04	17.45
12年	316.39	17.36
17年 (※1)	310.99	17.04
(※2)	318.82	17.47

※1 緑被抽出精度 9㎡以上

※2 緑被抽出精度 1㎡以上

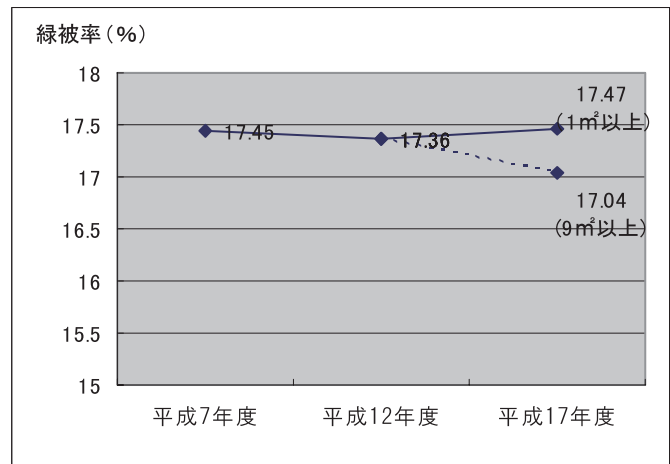


図9 緑被率変化

表5 土地用途別の緑被の内訳

用 途	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (区全体) に対する 構成比 (%)
公 園	81.29	69.52	25.50
公共施設	37.09	23.04	11.63
道 路	29.46	8.55	9.24
住宅・事業所等	170.98	14.22	53.63
区全体	318.82	17.47	100.00

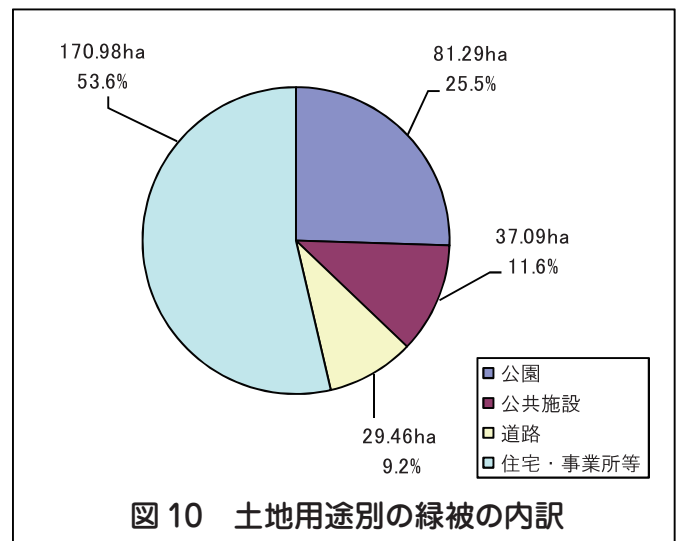
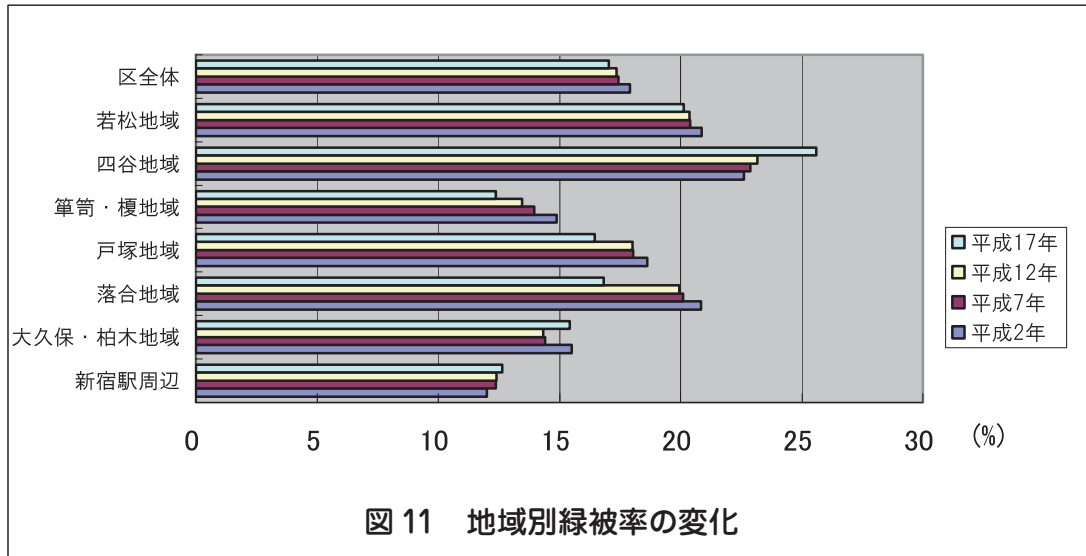


図10 土地用途別の緑被の内訳



表6 地域別緑被率の変化 単位(%) ※緑被抽出精度 9㎡以上で集計

年 度	新宿駅 周辺	大久保・ 柏木地域	落合地域	戸塚地域	簗筈・ 榎地域	四谷地域	若松地域	区全体
平成2年	12.01	15.51	20.84	18.62	14.87	22.60	20.88	17.92
7年	12.38	14.41	20.10	18.05	13.95	22.87	20.39	17.45
12年	12.40	14.32	19.94	18.02	13.46	23.17	20.36	17.36
17年	12.64	15.43	16.84	16.46	12.38	25.60	20.14	17.04



(2) 公園

①公園の変遷

区立公園の整備は昭和40年代に飛躍的に進められ、その後用地買収等により一定規模の面積を確保してきました。バブル経済崩壊後の平成8年度以降は、開発行為に伴う土地の帰属を受けたり、土地の寄附を受けて区が整備するなどの方法により公園の確保を行っています。

表7 区立公園の箇所数と面積推移

年代	累計 箇所数	累計面積 (㎡)
昭和20年以前	8	16,961
21～25	10	21,300
26～30	24	57,930
31～35	36	94,727
36～40	46	104,658
41～45	75	252,088
46～50	106	295,649
51～55	123	311,334
56～60	129	320,867
61～平成2年	137	343,226
3～7	146	356,683
8～12	162	358,461
13～17	171	361,937
18～19	173	362,426

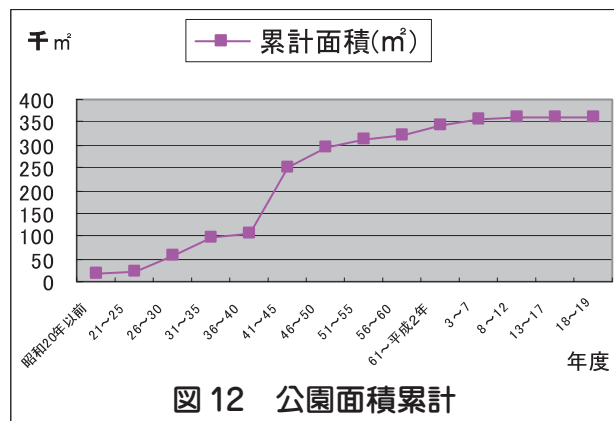




表 8 区内公園の現状（平成 20 年 4 月 1 日現在）

名 称		箇所数	面積 (㎡)	区の総面積 (18.23 km ²) に 占める率 (%)	住民 (312,054) 1 人当りに 占める面積 (㎡)	
国民公園等		2	593,011.20	3.25	1.90	
都立公園 (都市公園)		2	215,617.44	1.18	0.69	
二区にまたがる都市公園 (新宿区管理以外)		2	16,505.38	0.09	0.05	
区立公園	都市公園	公園	92	312,806.37	1.72	1.00
		児童遊園	60	27,978.56	0.15	0.09
		ポケットパーク	19	3,872.64	0.02	0.01
		庭園	1	453.15	0.00	0.00
		区立都市公園計	172	345,110.72	1.89	1.11
	条例	その他の公園	1	17,314.83	0.02	0.06
	区立公園計		173	362,425.55	1.91	1.16
区立遊び場 (一時開放地)		10	5,168.00	0.03	0.02	
新宿区立公園等合計		183	367,593.55	1.94	1.18	
区内公園合計		189	1,192,728	6.47	3.82	

②公園の配置について

区立公園の6割以上が面積1,000㎡未満の小さな公園です。その一方で、新宿御苑や都立戸山公園などの大規模公園があります。そこで、区では区内の一つひとつの公園について、その面積をもとに、日常的に利用する人が住む区域（公園利用域）を想定し、地図に表わしました。

この計画では、将来の公園等の面積確保の目標量を区全体の8%としています。この将来目標にあわせて、身近な公園（区立公園）の確保目標量は区全体の3%、大規模な公園（都立公園等）は区全体の5%※1と設定し、この率を公園利用域を表示する標準としました。

一つひとつの公園について、公園を中心に、区立公園の利用域※2（公園の割合が3%になる区域）を緑色、都立公園等の利用域※3（公園の割合が5%になる区域）を青色の円で描いたものが次の図です。図の中で隙間の開いた地域は、公園が比較的少ない地域と考えられます。

※1 平成20年4月現在、区立公園は区全体の1.98%、都立公園等は区全体の4.52%

※2 公園面積×100/3を利用域の面積として計算。円の半径は（利用域の面積÷3.14）の平方根で算出。

※3 公園面積×100/5を利用域の面積として計算。円の半径は（利用域の面積÷3.14）の平方根で算出。

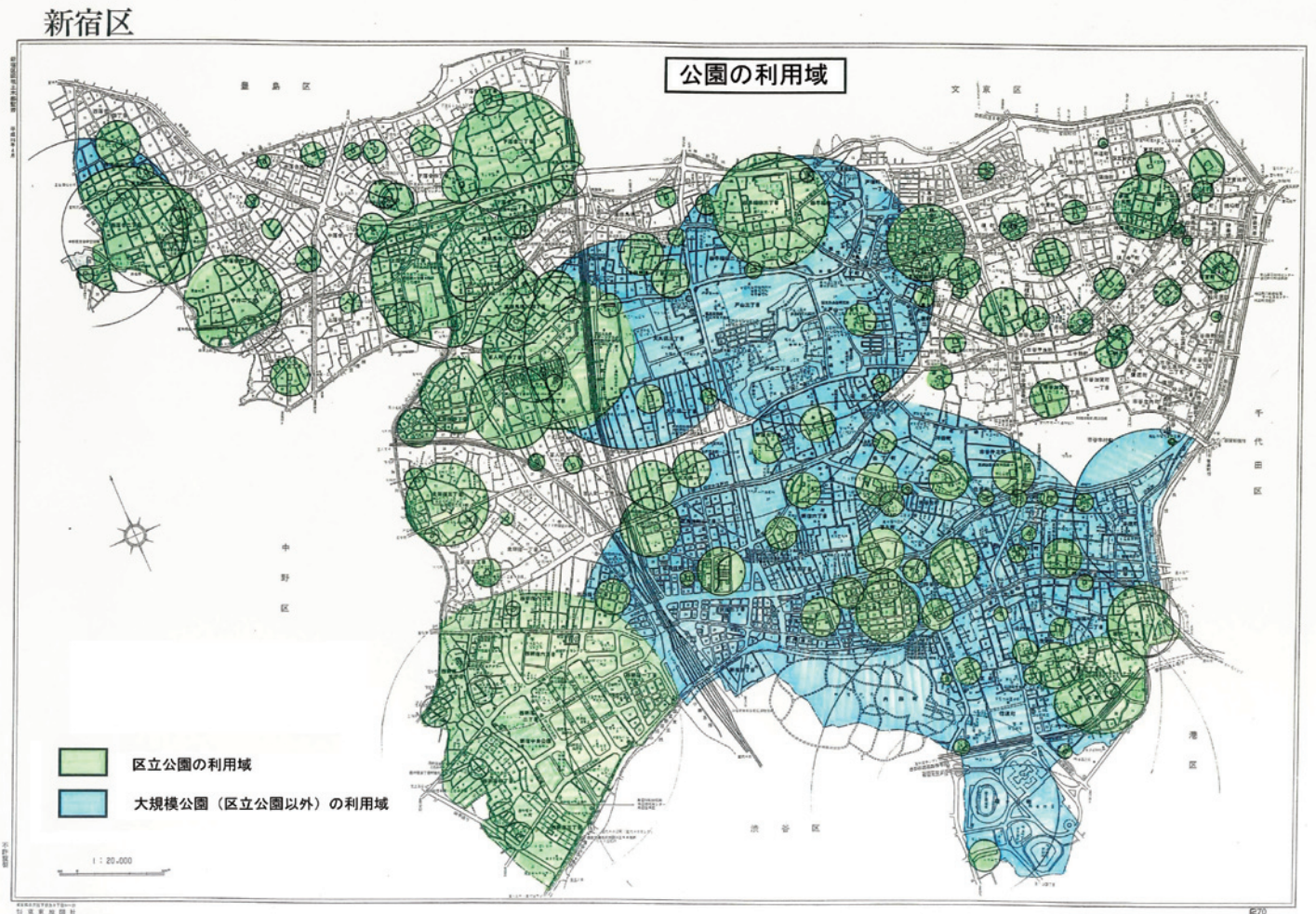


図 13 公園の利用域

4. みどりの主な事業実績



(1) 保護樹木制度

地上 1.5 m で幹周りが 1.2 m 以上の条件を満たしている樹木を保護指定し、管理費の一部を助成金として交付する制度です。また、区が第三者への被害に対して賠償責任保険に加入し、保護育成に努めています。

表9 保護樹木の推移

年度	件数 (件)	本数 (本)
平成 13	255	1,037
14	256	1,052
15	262	1,025
16	267	1,030
17	263	1,021
18	264	1,014
19	267	1,026

表10 保護樹木の種類

	樹種名	本数
1	イチョウ	209
2	ケヤキ	183
3	スダジイ	179
4	サクラ	106
5	ヒマラヤスギ	74
6	クスノキ	53
7	エノキ	41
8	カシ	20
	その他	161
	総数	1,026

平成 20 年 3 月末現在

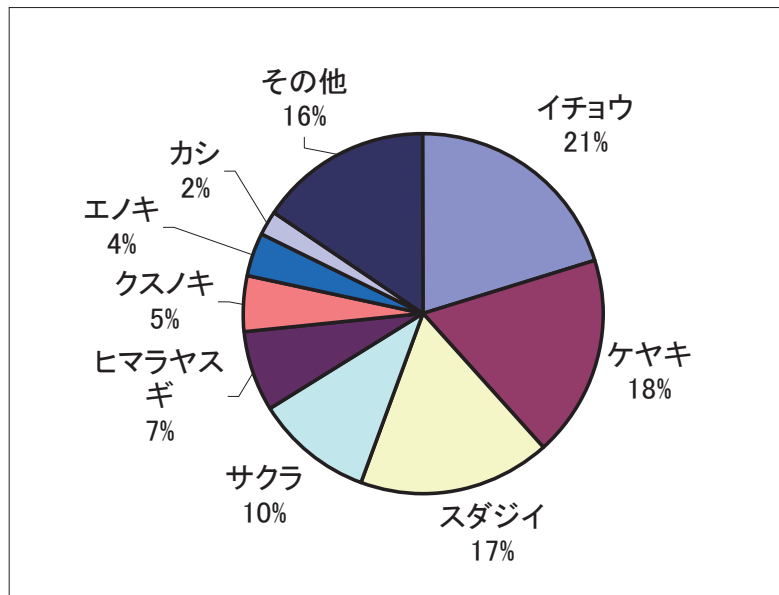


図 14 保護樹木の樹種別内訳



(2) 生垣助成制度

道路に接する部分に生垣、植樹帯の設置費用及びその際のブロック塀等の撤去費用の一部を助成する制度です。なお、生垣や植樹帯設置の助成には、延長や奥行きなどの条件があります。

表 11 接道部緑化の助成実績（平成8年度～19年度）

年度	生垣設置		植樹帯設置		ブロック塀等撤去	
	件数 (件)	延長 (m)	件数 (件)	延長 (m)	件数 (件)	延長 (m)
平成 8	11	110.7	9	211.0	7	83.5
9	5	53.5	5	87.3	4	40.7
10	10	81.7	7	73.0	7	81.6
11	11	125.7	7	59.5	9	96.5
12	9	157.3	2	71.0	7	176.9
13	5	44.0	1	2.0	4	21.0
14	4	45.0	1	7.0	2	16.0
15	4	38.0	1	12.0	2	18.0
16	4	43.0	0	0.0	2	16.0
17	6	75.0	0	0.0	1	2.0
18	4	22.0	1	8.0	0	0.0
19	3	33.0	0	0.0	0	0.0
合計	76	828.9	34	530.8	45	552.2

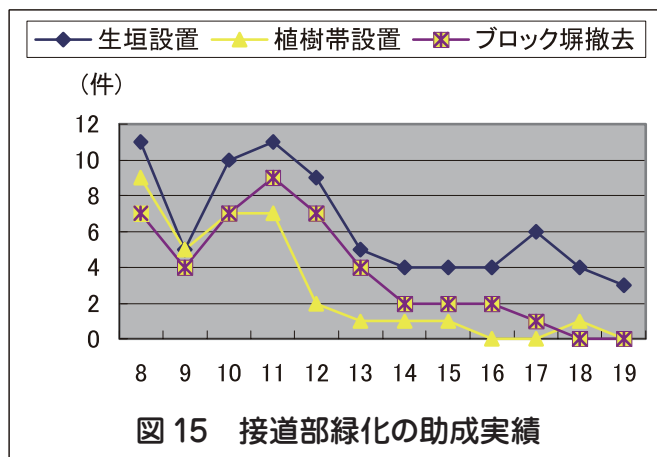


図 15 接道部緑化の助成実績

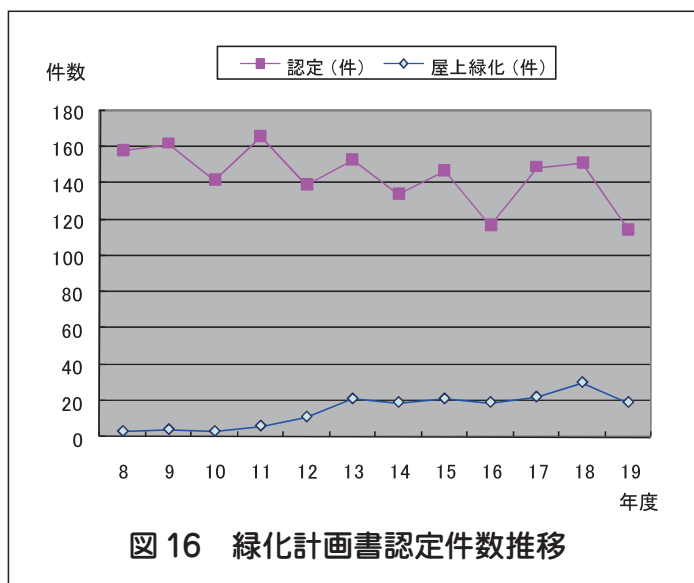


(3) 緑化計画書制度

敷地面積 250㎡以上の土地で建築行為等を行う場合には緑化計画書を提出していただき、条例で定める緑化基準について審査する制度です。また、建築行為等が完了した際には現場検査により緑化を確認します。

表 12 平成8年度以降の実績

年度	認定 (件)	敷地面積 (㎡)	接道部延長		地上部緑化面積			屋上緑化	
			延長 (m)	緑化 (m)	A+B (㎡)	新植A (㎡)	既存B (㎡)	(件)	(㎡)
8	158	235,522	8,278	4,083	32,199	9,184	23,015	3	96
9	162	333,902	8,771	4,853	63,270	10,024	53,246	4	64
10	142	230,103	6,855	3,587	28,313	12,607	15,706	3	460
11	166	233,082	8,738	4,895	22,024	16,388	5,636	6	141
12	139	216,739	6,650	4,118	27,652	15,295	12,357	11	935
13	153	207,103	5,840	3,332	25,486	10,205	15,281	21	2,040
14	134	190,762	6,969	3,792	26,291	14,243	12,048	19	2,578
15	147	167,151	6,527	3,153	19,805	9,263	10,542	21	2,187
16	117	174,125	6,092	3,178	20,694	10,087	10,606	19	1,900
17	149	209,680	7,591	4,141	23,254	14,055	9,199	22	4,013
18	151	351,451	9,623	5,259	46,742	15,078	31,664	30	9,272
19	114	136,721	5,659	2,555	18,506	5,615	12,892	19	1,709
合計	1,732	2,686,341	87,594	46,945	354,238	142,045	212,192	178	25,395



5. みどりの計画・調査



西暦	元号		みどり・公園
1972	昭和 47 年	9 月	公募により区の木を「けやき」、区の花を「つつじ」に決定
		11 月	「新宿区みどりの実態調査報告書(第1次)」作成
1973	48 年	4 月	「新宿区緑と花の条例」施行
1985	60 年	3 月	「新宿区緑の実態調査報告書(第2次)」作成
1989	平成元年	3 月	「新宿区みどりの基本計画」策定
1990	2 年	12 月	「新宿区みどりの実態調査報告書(第3次)」作成
1991	3 年	4 月	「新宿区みどりの条例」施行
1994	6 年	3 月	「新宿区公園整備方針 [空間整備編]」策定 「新宿区公園整備方針 [管理運営編]」策定
		8 月	「都市建築物の緑化手法」出版
1995	7 年	3 月	「みどりによる生物生息環境形成計画」策定
			「みどりの新宿 30 選」マップ 作成
1996	8 年	3 月	「新宿区みどりの実態調査報告書(第4次)」作成
1998	10 年	9 月	「新宿区みどりの基本計画」改定 まちも人もいきいき みどりのアクション25
2001	13 年	3 月	「新宿区みどりの実態調査報告書(第5次)」作成
2006	18 年	3 月	「新宿区みどりの実態調査報告書(第6次)」作成
2009	21 年	2 月	「新宿区みどりの基本計画」改定



あ 行

●雨水浸透対策

雨水を地面にしみこませるための対策のこと。浸透マスや透水管の設置、透水性舗装、砂利敷きなどの方法がある。

●屋上緑化

建築物の屋上に植栽基盤を造り、植物を植え緑化すること。

●屋上緑化等推進モデル地区

商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区のこと。(新宿区みどりの条例第 24 条)

か 行

●環境形成型地区計画

東京都が、みどり豊かなまちづくりをめざし、緑化などに重点的に取り組むために創設した地区計画のこと。東京都は、2002 年、みどり豊かな環境形成を誘導することを目的として、既存の地区計画制度を活用しつつ、一定の緑化空間の創出を義務づけることにより、容積率などの変更を可能とする地区計画として「環境形成型地区計画」を位置づけている。

●環境軸

骨格となる都市施設（道路、公園、河川など）と、その整備等を契機とした周辺のまちづくりの中で一体的に形成される、広がりと厚みをもった豊かなみどり、オープンスペース、良好な景観などの“みどり豊かな都市空間のネットワーク”のこと。東京都が平成 19 年 6 月にガイドラインを策定、平成 20 年 7 月に環境軸推進地区指定要綱を策定し、その考え方の普及と推進地区の指定促進を図っている。

●グリーンシンボルロード

新宿のシンボルになる「りっぱな街路樹」のある道路空間のこと。

●景観重要樹木

景観区域内の良好な景観の形成に重要な樹木（景観法第 28 条）で、「歴史的または文化的に価値の高い樹木」、「地域の景観を先導し又は継承し、特徴づけている樹木」を対象に、所有者の意見を聴いて指定するもの。所有者に適正な管理義務が生じるほか、現状変更に関して、区長（景観行政団体の長）の許可が必要となる。

●景観法

良好な景観の形成に向けた基本理念や住民、事業者、行政の責務等を規定した、景観に関する総合的な法律。景観行政を担う主体を景観行政団体とし、景観計画の策定、行為の届出制度、景観重要建造物や樹木の指定などを定め、いざというときの強制力を発揮できる措置を付与している。新宿区は平成 20 年 7 月に景観行政団体となった。

●建ぺい率

敷地面積に対する建築面積（建坪）の割合のこと。



●公開空地

建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間をいう。

●公開空地のみどりづくり指針

東京都が、都市開発諸制度等で生まれる公開空地等において、みどりのネットワークの形成、快適なみどりの空間、見通しの確保された安全な空間、造園の魅力が引き出された美しい空間の創出など、その価値を一層向上させるために定めた指針。事業者は、大規模建築物等の建築等の際して、事前に「みどりの計画書」を当指針に基づき提出する。(平成19年7月施行)

さ 行

●細街路

幅員4m未満の狭い道路のこと。

●市民緑地制度

身近なみどりを保全するために、地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の所有者と契約を締結し、市民緑地として管理し公開する制度のこと。(都市緑地法第55条)

●借地公園

公園管理者がその土地物件にかかる権原を、借受けによって取得した都市公園。
(都市公園法第16条)

●新宿区街路樹管理指針

平成17年に定めた区の街路樹管理の指針。緑量の確保と増大、多彩な構成、樹種毎の特性・魅力の尊重、管理の協働を基本方針とし、立派な街路樹づくりをめざす。

●新宿区基本構想

新しい時代の新宿区のまちづくりをすすめるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもの。
(地方自治法第2条に基づき定めるまちづくりの基本指針)

●新宿区総合計画

新宿区基本構想を受けた区の最上位計画。まちづくり編と区政運営編からなり、区の各分野の個別計画を総合的に調整する指針。
(都市計画法第18条の2に基づく「都市マスタープラン」の性格を併せ持つ。)

●新宿区みどりの基金

区民、事業者等からの寄附金を活用することにより、区内に残された貴重な緑地を公園用地として取得し、もって区内の緑地の保全に資するため設置した基金。
(新宿区みどりの基金条例)

●新宿りっぱな街路樹運動

街路樹を都市のみどりの骨格と位置づけ、新宿区街路樹管理指針に基づいた、街路樹を立派に育てる維持管理等を実施する運動。



●シンボルツリー

大きな木や特徴のある木など、その場所のシンボルとなる木のこと。

●接道部

道路に面した敷地のこと。

●接道部緑化助成制度

民有地の接道部に生垣、植樹帯をつくる費用やその際のブロック塀等の撤去費用の一部を助成する制度のこと。

た 行

●地域地区

都市計画区域内の土地をどのような用途で利用するか、またはどの程度に利用すべきかということとを都市計画として定め、建築物の用途、規模、構造等に関し必要な制限を課すことにより、土地の適正な利用を実現しようとする制度。(都市計画法第8条)

●地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画のこと。

●特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。(都市緑地法第12条)

●都市開発諸制度

東京都では、オープンスペースの確保など公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して容積率や斜線制限などの建築規制を緩和する制度である「高度利用地区」、「再開発等促進区」、「特定街区」および「総合設計」の4制度を都市開発諸制度と称している。この都市開発諸制度運用の基本的な考え方や運用方針を定めたものが「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」(いわゆる「都市開発諸制度活用方針」)である。

現在、平成19年6月に発表された「緑の東京10年プロジェクト基本方針」に基づき、緑化及びカーボンマイナスの誘導に向けた同指針の改正を視野に、環境軸推進地区及びヒートアイランド対策推進エリア内における同制度を活用した開発などに際しての緑化について、公開空地などの緑化の程度に応じたメリハリのある評価手法の導入に向けた試行が行われている。

●都市計画公園・緑地の整備方針

平成18年3月に、都市計画公園・緑地の計画的、効率的な整備の促進を目指し、東京都、特別区、市・町が共同で策定した方針。整備方針では、優先的な整備のための事業化計画を作成するとともに、民間の力の活用など多様な手法による事業の推進、都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方などを示している。



●都市建築物の緑化手法

ビル等の都市建築物の屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進するために、区が緑化工法、材料、維持管理など技術的な内容を取りまとめ、調査事例やモデルケースも入れ平成6年8月に出版した本のこと。

●都市緑地法

都市において緑地を保全し、緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

は 行

●ハンギングバスケット

かご状の容器に花を植え込んだ花飾りのこと。

●ビオトープ

生態学的にまとまりを持った野生生物の生息空間のこと。ここでは特に「区民等と一緒に作り育てる生き物の生息環境」のことをいう。

●ヒートアイランド現象

人口集中による大量の熱の放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人工物の増加、自動車やエアコンなどによる人工的な廃熱の増加及び自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、都市部特有の局地的な気象のこと。

●俯瞰景

高台や高層ビルの上など、高いところから見下ろした景色のこと。

●壁面緑化

建物の外壁面等に、補助資材等を設置して行うツル植物による緑化のこと。

●保護樹木制度

貴重な樹木や樹林、生垣を保存するため、新宿区がみどりの文化財として指定し、維持管理費の一部を助成する制度のこと。(新宿区みどりの条例第12条)

ま 行

●道のサポーター

区道の植え込みや花壇の維持管理を地域のサポーターが担う制度。

●みどりの協定

区が区民団体、事業所と協定を結び、緑化材料を支援し、地域の緑化を図る制度。
(新宿区みどりの条例第22条、23条)

●みどりの棚

パーゴラなどの構造物に、ツル性の植物を這わせた棚のこと。

●緑の東京10年プロジェクト

東京都は平成19年、緑あふれる東京の再生を目指して、今後取り組んでいく「緑施策」の基本



的な考え方、方向性などを示した「緑の東京10年プロジェクト」基本方針を策定。緑の拠点を街路樹で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」の形成、皇居と同じ大きさの緑の島が出現（「海の森」を整備）、新たに1,000haの緑を創出、緑化への機運を高め、行動を促す「緑のムーブメント」を東京全体で展開、都内の街路樹を100万本に倍増などが10年後の東京の姿として描かれている。

●みどりの推進モデル地区

緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区のこと。

（新宿区みどりの条例第24条）

●みどりの保全モデル地区

緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区のこと。

（新宿区みどりの条例第24条）

●緑確保の総合的な方針

東京都・区市町村合同で策定する、民有地の緑の保全策を中心に、平成20年度から検討作業をすすめている方針のこと。

●みどり率

緑被率に、公園内の緑で被われていない面積の割合と河川等の水面が占める割合を加えたもの。

●みんなでみどり公共施設緑化プラン

区民との協働により学校、保育園、庁舎等の区有公共施設や河川の護岸等の緑化を行う事業。平成15年から実施。

ら 行

●立体都市公園

都市公園の区域を建築物の上部などの立体的な空間とすることができる制度。

（都市公園法第20条）

●緑化計画書制度

250㎡以上の敷地での建築行為等を行う際に、敷地規模、用途に応じた基準で緑化を義務付ける制度のこと。（新宿区みどりの条例第25条）

●緑化重点地区

都市緑地法第4条第2項に規定する「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」及び「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、区市町村の「みどりの基本計画」の中で必要に応じて定める。

●緑被率

みどりに被われた土地の面積比率のこと。

新宿区みどりの基本計画(改定)

印刷物作成番号
2008-7-3807

発行年月 平成21年3月

発行 新宿区みどり土木部みどり公園課

電話 03-5273-3924

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。本誌は、森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

